

諮問資料3

諮 問 資 料

＜第5次いちかわハートフルプラン（令和6～8年度）の策定について＞

1. いちかわハートフルプランについて

本プランは、「市川市障害者計画」と「市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画」をセットにしたものです。

市川市障害者計画

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく、市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）のことであり、策定は市町村の義務となっています。

市川市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき作成するもので、障害福祉サービスの提供体制の確保や障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画となります。

市川市障害児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

- * 市川市障害福祉計画及び市川市障害児福祉計画については、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項において、「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市では一体のものとして作成しています。

(1) 計画の位置づけ

「市川市総合計画（I&Iプラン21）」に基づく部門別計画に位置づけられるものです。また、「市川市地域福祉計画」との整合性と調和を図るほか、子ども・子育て支援施策、保健医療施策、高齢者福祉等に関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めています。

2. 第5次いちかわハートフルプランの策定にあたって

(1) 理念・基本目標等 (案)

市川市障害者計画	
理念	「このまちで共に生きる」 ー多様性を認め合う、自ら選択・決定するー
将来像	「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」 ー全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指してー
基本目標	① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現 ② 誰にとっても安心なまちの実現 ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現
施策推進の方向	基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。 ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～ ② 就労・社会参加の促進 ～地域で活動する～ ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～ ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～ ⑤ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～ ⑥ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～
各施策に共通する横断的視点	① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援 ② 障がいのある人を中心とした総合的な支援 ③ 障がい特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 障がいを理由とする差別の解消

市川市障害福祉計画・市川市障害児福祉計画	
計画の方向性	障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。 ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 ③ 入所等から地域生活への意向、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制 ④ 地域共生社会の実現に向けた取組 ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援 ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着 ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組み

(2) いちかわハートフルプランに盛り込むべき事項

市川市障害者計画	
<p>国の策定する障害者基本計画及び都道府県の策定する障害者計画を基本とするとともに、本市における障がい者の状況等を踏まえ、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされています。</p>	

市川市障害福祉計画	
必須記載事項	<p>① 国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「指針」という。）」に即して、計画を定めるものとされています。</p> <p>② 次の事項を定めるものとされています。</p> <p>ア 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>イ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>
任意記載事項	<p>① 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>

市川市障害児福祉計画	
必須記載事項	<p>① 国の定める指針に即して、計画を定めるものとされています。</p> <p>② 次の事項を定めるものとされています。</p> <p>ア 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>イ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</p>
任意記載事項	<p>① 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>② 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>

